

○伊賀市一般競争入札実施要綱

平成16年11月1日告示第92号

改正

平成19年3月30日告示第77号

平成19年9月28日告示第220号

平成20年6月1日告示第114号

平成21年3月31日告示第68号

平成21年6月1日告示第113号

平成23年12月28日告示第189号

平成24年3月26日告示第34号

平成25年4月22日告示第150号

平成25年7月30日告示第184号

平成26年3月31日告示第40号

平成27年3月31日告示第45号

平成28年4月1日告示第90号

伊賀市一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより入札の円滑な執行を図るとともに、適正な契約の履行に資することを目的とする。

(対象案件)

第2条 一般競争入札の対象案件は、設計金額130万円を超える建設工事、設計金額500万円以上の測量、調査、設計等コンサルタント業務、設計金額500万円以上のその他の委託業務、設計金額200万円以上の物品の購入等とする。ただし、市長が特に一般競争入札により難しいと認める場合は、これ以外の方法によることができる。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札に付する事項は、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき公告する。

2 前項の公告は、設計金額1億5000万円以上の工事及び設計金額2000万円以上の物品の購入等については（標準）入札公告（様式第1号）、それ以外については（簡易型）入札公告（様式第1

号の2、様式第1号の3、様式第1号の4又は様式第1号の5)に準じて作成のうえ、契約担当課で供覧及び伊賀市ホームページに掲載するものとする。

(参加資格)

第4条 一般競争入札に参加できる者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始もしくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の当該業種に登録されている者
- (5) 公告から入札までの期間において、伊賀市又は三重県で指名停止等を受けていない者
- (6) 建設業法等の法令、規則等に違反していない者
- (7) その他入札案件ごとに定める要件を満たす者

2 建設工事の一般競争入札に参加できる者は、前項の規定に該当し、かつ、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 対象工事の設計業務の受託者(以下この号において「受託者」という。)との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資をしていないこと。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行している者であること(当該届出の義務のない者を除く)。

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、所定の期日までに一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 公告において履行実績又は技術者の配置を求めた案件については、申請書提出の際、履行実績書(様式第3号)又は配置予定技術者届出書(様式第4号、様式第4号の2、様式第4号の3又

は様式第4号の4)を提出しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、原則として伊賀市ホームページにおいて設計図書等を取得するものとする。ただし、これにより難しい場合で公告により指定したときは、市と協定した販売店において設計図書等を購入又は契約担当課において交付するものとし、参加資格確認申請の際に設計図書等購入申請書(様式第5号)又は仕様書等交付申請書(様式第5号の2)を提出しなければならない。

2 設計図書等に対する質問等は、所定の期日までに書面により受付け、質問に対する回答は、契約担当課で閲覧に供するとともに伊賀市ホームページに掲載するものとする。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要のあるときは、事前に公告において明らかにするものとする。

(参加資格の確認)

第8条 市長は、提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定するものとする。ただし、公告において落札候補者決定後に審査する旨指定した条件の審査については、開札後、落札候補者についてのみ行うものとする。なお、落札候補者に参加資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格の審査を行うものとする。また、同順位の落札候補者となりうる者が複数存在する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定するものとし、くじ引きの結果落札候補者となった者の参加資格が無いと認められる場合は、同様に参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとする。

2 市長は、申請書等を提出した者で不適格と認められるものを除き入札に参加できるようにしなければならない。

3 市長は、参加資格の有無について決定した場合は、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書(様式第6号。以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。ただし参加資格があると認めた者に対しては、省略することができる。

(参加資格の取消し)

第9条 前条第3項で入札執行の通知を受けた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、市長は当該参加資格を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条各項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 申請及び添付書類において、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載をしなかった

ことが判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により参加資格を取り消す場合は、一般競争入札参加資格取消通知書（様式第7号）により当該取り消した者に通知するものとする。

（参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明）

第10条 第8条第3項に規定する参加資格がないと確認通知を受けた者又は前条第2項の規定により参加資格の取消通知を受けた者で、当該参加資格否認理由又は取消理由について不服がある者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する方法に基づき苦情申立てを行うことができるものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第11条 入札保証金は、これを免除するものとする。

- 2 契約保証金は、伊賀市会計規則第99条の規定によるものとする。

（入札の執行）

第12条 入札の執行前に確認通知書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

- 2 入札執行職員は、入札の執行に当たり、内訳書の提出を求めることができる。
- 3 入札参加希望者又は参加資格を認められた者が1者の場合又は天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を中止することができる。
- 4 入札は、持参又は郵送により行うものとする。郵送で行う場合は、指定の日時までには到達しなかったものは無効とする。
- 5 開札は、入札執行の日時において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入開札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

（同日落札制限）

第13条 同日に開札を執行する一般競争入札による建設工事及び測量、調査、設計等コンサルタント業務については、1業者（共同企業体を除く。）が落札者又は落札候補者（以下「落札者」という。）となることができる件数は、建設工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する業種の区分ごとに、測量、調査、設計等コンサルタント業務は伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成16年伊賀市告示第90号）第2条第3項に規定する業務の区分ごとに各1件までとし、落札となった入札後に当該落札者が行った入札は無効として取り扱うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 先の入札において落札者の決定が保留となり、当該落札者が後の入札の落札者となった場合は、

先の保留分は無効として取り扱うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第77号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日告示第220号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月1日告示第114号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(伊賀市公募型指名競争入札実施要綱の廃止)

2 伊賀市公募型指名競争入札実施要綱(平成16年伊賀市告示第108号)は、廃止する。

附 則 (平成21年3月31日告示第68号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日告示第113号)

この告示は、平成21年6月1日から施行し、改正後の伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年12月28日告示第189号)

この告示は、平成24年1月4日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日告示第34号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月22日告示第150号)

この告示は、平成25年4月22日から施行し、改正後の伊賀市一般競争入札実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年7月30日告示第184号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第40号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第45号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日告示第90号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 1 号の 2（第 3 条関係）

様式第 1 号の 3（第 3 条関係）

様式第 1 号の 4（第 3 条関係）

様式第 1 号の 5（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 4 号の 2（第 5 条関係）

様式第 4 号の 3（第 5 条関係）

様式第 4 号の 4（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 5 号の 2（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第10条関係）